

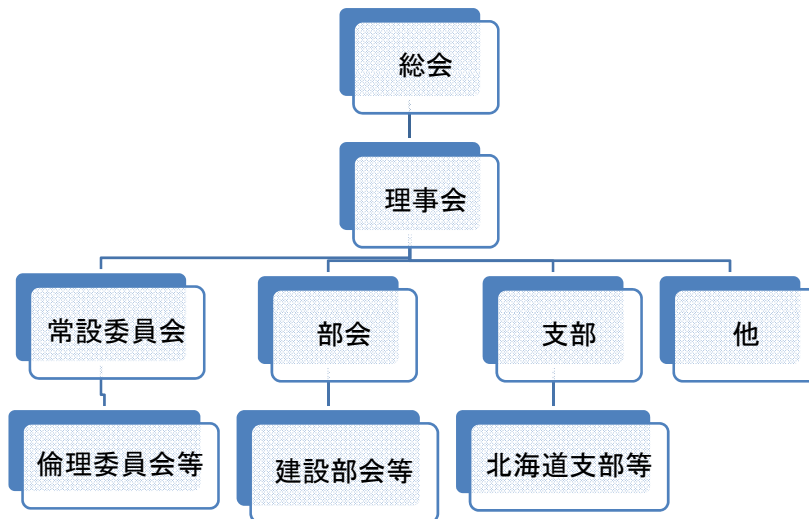
事例に学ぶ技術者倫理

平成20年12月1日
(社)日本技術士会
理事、倫理委員会委員長
山崎 宏

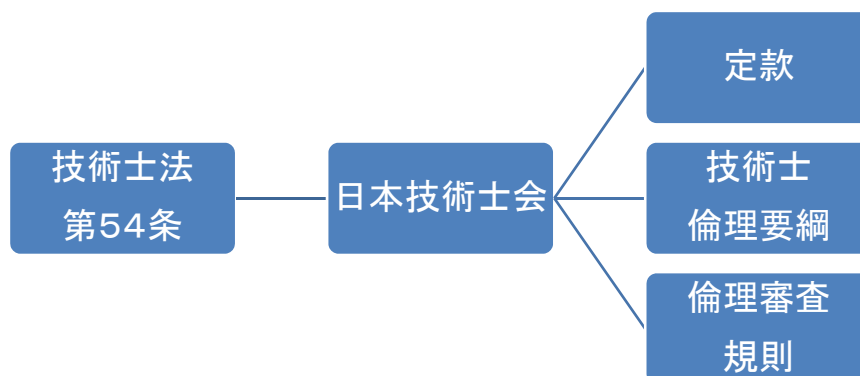
1. (社)日本技術士会

- 1951年6月 発足
- 2006年 創立55周年記念大会開催
- 技術士(技術士第二次試験合格者を含む。)技術士補(技術士第一次合格者を含む。)及び賛助会員で構成。
- 会員数 約16,000人
- 部門 建設、機械など21部門
- 常設委員会 政策委員会、倫理委員会など

2. (社)日本技術士会の組織



3. 当会での倫理規程の位置づけ



4. 技術士倫理規程

技術士倫理要綱

昭和36年3月14日理事会制定
平成11年3月9日理事会改訂

技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立・公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に努め行動する。

(品位の保持)

1. 技術士は、つねに品位の保持に努め、強い責任感をもって、職務遂行を期する。

(専門技術の権威)

2. 技術士は、つねに専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動する。また、自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。

(中立公正の堅持)

3. 技術士は、その業務を行うことについては、中立公正を堅持する。

(業務の報酬)

4. 技術士は、その業務に対する報酬以外に、利害関係のある第三者から、不当な手数料、贈与、その他これらに類するものを受け取らない。

(明確な契約)

5. 技術士は、業務を受けるにあたり、事前に相手方に自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者に紛争が生じないように努める。

(秘密の保持)

6. 技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、または盗用しない。

(公正、自由な競争)

7. 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。

(相互の信頼)

8. 技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。

(公告の制限)

9. 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、誇大な広告はしない。

(他の専門家等との協力)

10. 技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。

5. 倫理審査規則

倫理審査規則(IPEJ 11-1-2005)の抜粋
(審査請求)

第3条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、倫理委員会に対し審査を請求することができる。

(1) 会員および準会員

(2) 審査事由について被審査人との間に
直接の利害関係のある者

2 被審査人は会員および準会員に限る。

(小委員会)

第4条 文意『審査請求を受けたときには、委員
3名からなる倫理審査小委員会を設置する。』

(非公開)

第10条 倫理委員会及び小委員会の倫理審査は
非公開とする。(以下省略)

(審査手続)

第11条

1～4 省略

(審査手続)

第11条

5 小委員会は弁明の機会を与えなければならない。

(参考:定款第11条 (略)倫理委員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。)

6～9 省略

10 審査は、特別の事情がない限り、審査請求の受理後6月以内に終了するよう努める。

(審査の結果)

第14条 小委員会は、審査手続を終了したときは、倫理委員会に対しつぎの区分による審査結果を報告する。

- (1)定款第11条による処分に相当する。 文意『除名。会員対象』
- (2) 細則第6条による処分に相当する。 文意『除名。準会員対象』
- (3) 前2号の処分に至らないが戒告に相当する。
- (4) 前3号のいずれにも該当しない。

第15条 倫理委員会は、小委員会の報告に基づき審議し、議決する。

2～6 省略

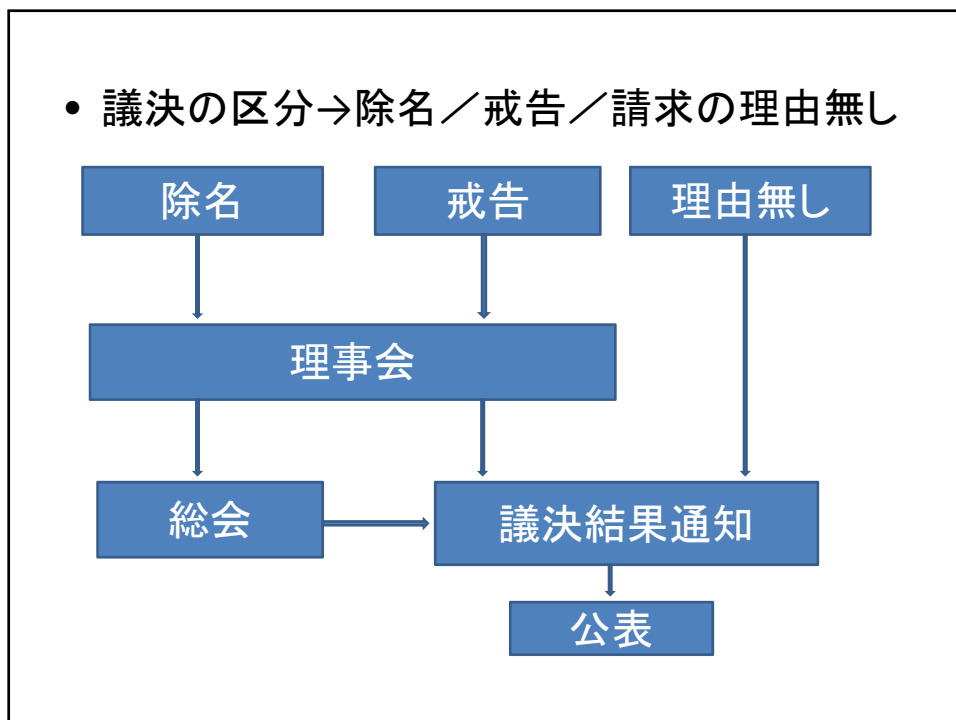
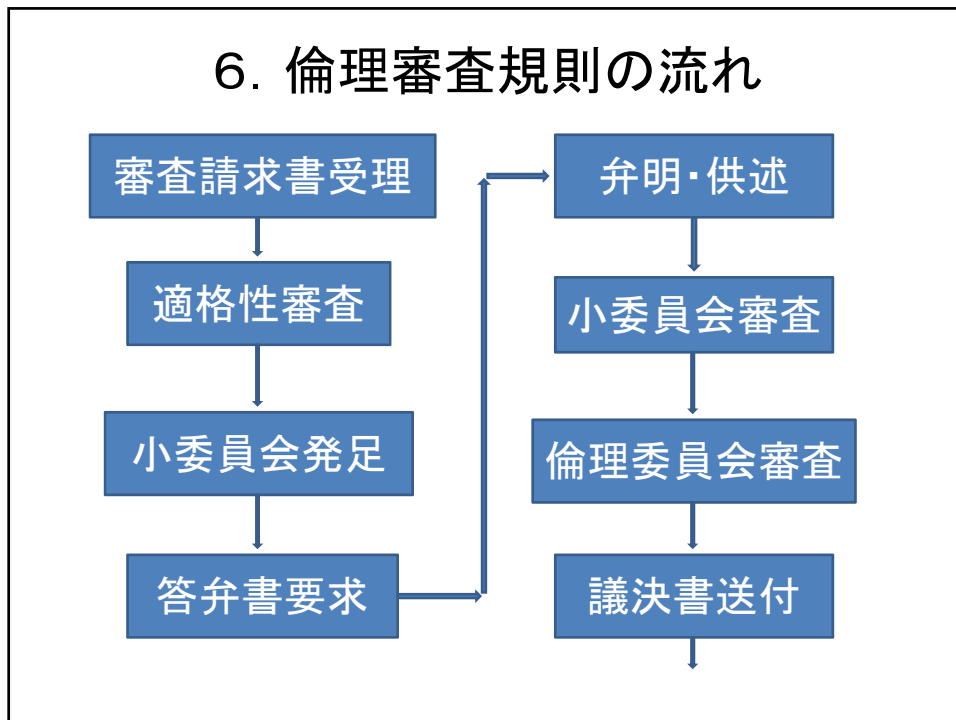
第16条 倫理委員会は、(中略)議決書を作成しその謄本を日本技術士会会長に提出する。

第17条 会長は、(中略)審査請求人および被審査人に対し、当該議決書の謄本を送付する。

第18条 文意『会員除名の議決に対しては、理事会の議決及び総会の議決を要し、この議決結果を審査請求人および被審査人へ通知する。準会員除名の議決に対しては、理事会の議決を要し、この議決結果を審査請求人および被審査人へ通知する。戒告および非該当の議決に対しては、この議決結果を審査請求人および被審査人へ通知する。』

(公表)

第19条 文意『原則として、経緯及び結果の要旨を公表する。特段の事情があれば公表しない。』



7. 倫理審査の事例

1) 発生:

非会員であるXさんから、審査請求があった。

2) 経緯:

- ・Xさんの父が運転する車両が火災炎上。結果、父は死亡。車両メーカーの製造物責任を問うために弁護団を結成。
- ・原因調査をY技術士に依頼。調査費は支払済み。
- ・原因の技術的調査には、別の技術士およびA車両整備士も参画。

3) 審査請求の要旨:

- ・〇年4月に開催された弁護団会議において、Y技術士とA整備士との間で技術的見解の対立が発生し、Y技術士は果たすべき調査説明を行わなかった。
- ・〇年6月の弁護団会議に無断欠席し、Y技術士は調査報告書を提出しなかった。
(以降の弁護団会議へは欠席、報告書未提出のまま。)

まとめ 日本技術会にY技術士の処分を求める。

8.日本技術士会の対応

- 1) △年1月:倫理審査委員会は、本請求が倫理審査の要件を満たしていることを確認。
3名の委員による倫理審査小委員会を発足。
- 2) 同小委員会は、同年1月にY技術士から答弁書を提出させた。
- 3) 同小委員会は、同年2月Y技術士、A整備士を別々に呼び、弁明、供述を得た。
- 4) 同小委員会は、同年5月に審査を終えた。

- 5) 倫理委員会の議決は、次の通り。

弁護団会議において、果たすべき調査説明を行わず、その後も報告書の提出が行われなかったことは、強い責任感をもって、職務遂行を期すると定めた技術士倫理要綱第1条に反する。

また、弁護団会議に無断欠席し、調査報告書を提出しないなど、紛争を招いたことは、自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して、契約を締結し、当該業務遂行上両者に紛争が生じないように努めると定めた技術士倫理要綱第5条に反する。

よって、Y技術士を戒告処分とする。

9. 今回の倫理審査の背景

- 1) Xさん(審査請求人)は、父君を事故で亡くした上に、訴訟でも結果が良くなかったので、ことさら技術士Yを恨んでいた節がある。
- 2) 技術士Yの反省を促す策を模索した。
- 3) 技術士Yが所属する、日本技術士会に審査請求することとした。
- 4) 審査請求書を受理した倫理委員会は、本件が公平な審査を要求されていると認識。

- 5) 公平な倫理審査が行われた。
すなわち、仲間(技術士Y)を庇うことなく、正当な処分がなされた。

10. まとめ

- 1)倫理要綱は、ごく常識的な約束事の集まりである。
- 2)この倫理要綱は、倫理審査規則のバックアップがあつて、威力を発揮する。
- 3)倫理要綱を、絵に描いた餅に終わらせるか否かは、倫理審査規則などの補強が不可欠である。
- 4)日本技術士会は、3件の倫理審査を行った。1件は注意、1件は除名、1件はここで紹介した戒告。

5. 1件目の注意処分については、この処分を不服として被審査人は本会を被告として裁判を起こした。最高裁まで上げられたが、いずれも被審査人の負け。
6. 2件目の除名、3件目の戒告処分については、その後、裁判は起こされていない。
本会の手続きの正当性が会員に周知された。
7. これらの実績を踏まえたことにより、技術倫理要綱の有効化、有益化が図れていると確信する。